

租税特別措置法に基づく優良な宅地の造成の認定及び優良な住宅の新築の認定に関する
規則の一部を改正する規則の概要

神奈川県建築指導課

1 改正の趣旨

令和8年4月1日に租税特別措置法施行規則の一部が改正施行された。

この改正に伴い、租税特別措置法に基づく優良な宅地の造成の認定及び優良な住宅の新築の認定に関する規則について所要の改正を行う。

2 改正の内容

規則改正に伴う項の繰下げへの対応について、所要の改正を行う。(第3条)

3 施行期日

令和8年7月10日から施行する。